

F N o . 6 ・ 2 ・ 0
令和元年10月1日

指定介護サービス事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公 印 省 略)

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について（通知）

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第13号。以下「条例」という。)の趣旨及び内容については、次のとおりです。

なお、本通知に記載のない解釈については、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年3月17日老企第25号）」、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331017号）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企発第22号）」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）」、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老老発0322第1号）」、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号老老発第0331016号）」及び「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号）」によって運営上の解釈とします。

第1 指定居宅サービス等の事業について

1 指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する基準（条例第3条）

（1）法人格について

ア 指定の申請者は、イに掲げる場合を除き、法人であることを要する。

- イ 次に掲げる場合における当該指定の申請者は、法人であることを要しない。
 - (ア) 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導に係る指定の場合
 - (イ) 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に係る指定の場合

(2) 暴力団排除について

指定の申請者は、次に該当しないこと。

- ア 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- イ 暴力団員等 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- ウ 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。
- エ 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの 法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。

2 暴力団の排除(条例第6条)

(1) 管理者について

条例第6条第1項は、利用者を暴力団員等からの被害等から守るため、事業所の管理者について、次に該当しない旨の規定を設けるものである。

ア 暴力団員等

イ 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(2) 運営について

条例第6条第2項は、事業所の運営について、次に掲げるものからの支配的影響を排除する規定である。

ア 暴力団

イ 暴力団員等

ウ 暴力団経営支配法人等

エ 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

3 記録の整備(条例第8条)

記録の整備及びその保存に関する規定である。記録の保存期間については、記録の種類に応じ保存期間が異なることに留意すること。

本規定については、介護給付費等の返還請求の時効が5年であることから、これに必要な記録が5年間保存されるように設けたものである。

なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は条例に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。

条例第8条第2項第2号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護給付費の請求、受領等に係る記録
- (2) 利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る記録
- (3) 従業者の勤務の実績に関する記録
- (4) その他市長が特に必要と認める記録

4 重要事項の説明内容の明確化

条例第4条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「例による指定居宅サービス等基準省令」という。)第8条第1項(例による指定居宅サービス等基準省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第105条、第105条の3、第109条、第119条、第205条、第206条及び第216条において準用する場合を含む。)及び第125条第1項(例による指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15、第140条の32及び第155条(例による指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

5 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定居宅サービス等基準省令第37条第3項(例による指定居宅サービス等基準省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第119条、第140条(例による指定居宅サービス等基準省令第140条の13において準用する場合を含む。))、第140条の15、第140条の32、第155条(例による指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。))、第192条、第192条の12、第205条、第206条及び第216条において準用する場合を含む。)及び第104条の2(例による指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

6 生活相談員の資格要件

例による指定居宅サービス等基準省令第93条第1項第1号の生活相談員については、相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平

成 3 1 年相模原市条例第 1 2 号)第 8 条の規定によりその例によることとされる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 4 6 号)第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるもののほか、次の要件を満たすものとする。

- ア 介護福祉士
- イ 介護支援専門員
- ウ 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で 2 年以上(勤務日数 3 6 0 日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)

第 2 指定地域密着型サービスの事業について

1 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者に関する基準(条例第 1 4 条)

(1) 法人格について

- ア 指定の申請者は、イに掲げる場合を除き、法人であることを要する。
- イ 病床を有する診療所により行われる看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の場合における当該指定の申請者は、法人であることを要しない。

(2) 暴力団排除について

第 1 の 1 (2) に同じ。

2 記録の整備について(条例第 1 7 条)

第 1 の 3 に同じ。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備について(条例第 2 2 条)

(1) 居室は、入所者の人権の尊重及びプライバシー保護の観点から、個室を原則とするが、次のとおり多床室を認めることとしたものである。

- ア 夫婦が入所する場合のように、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上、居室の定員を 2 人とする必要が認められる場合は 2 人の居室を認めるもの
- イ サービス利用に係る様々なニーズに対応するため、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、2 人以上 4 人以下の居室を認めるもの

(2) (1) のイの「入所者のプライバシーに配慮する」とは、入所者同士や外部からの視線の遮断が確保されるよう家具やパーテーション等を設置することをいう。ただし、出入りに必要な箇所等を一部カーテン等とすることは差し支えない。なお、家具やパーテーション等の設置に当たっては、倒れにくいものにするなど安全に十分な配慮を行うほか、居室内の採光、換気等にも配慮した構造とすること。

(3) (1) のイの「容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う」とは、居室の中に間仕切り等を設置することにより個室に転換することができるように、部屋の形状や入り口の構造等に配慮されているものをいう。

4 重要事項の説明内容の明確化

条例第15条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「例による指定地域密着型サービス基準省令」という。)第3条の7第1項(例による指定地域密着型サービス基準省令第18条、第37条、第37条の3、第61条、第88条、第108条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)及び第40条の5に規定するサービス提供を受けることについての同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

5 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定地域密着型サービス基準省令第3条の38第3項(例による指定地域密着型サービス基準省令第18条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。)、第35条(例による指定地域密着型サービス基準省令第37条の3、第40条の16及び第61条において準用する場合を含む。)及び第155条(例による指定地域密着型サービス基準省令第169条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

6 生活相談員の資格要件

例による指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号の生活相談員については、相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年相模原市条例第12号)第8条の規定によりその例によることとされる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるもののほか、次の要件を満たすものとする。

ア 介護福祉士

イ 介護支援専門員

ウ 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数360日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)

7 ユニット型における便所の適当数

例による指定地域密着型サービス基準省令第160条第1項第1号二に規定する便所を居室ごとに設けず、共同生活室に設置する場合の適当数は、居室3室に対し1ヶ所の設置を標準とする。

第3 指定居宅介護支援等の事業について

1 指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する基準(条例第25条)

(1) 法人格について

指定の申請者は、法人であることを要する。

(2) 暴力団排除について

第1の1(2)のア、ウ及びエに該当しないこと。

2 記録の整備について（条例第29条）

第1の3に同じ。

3 重要事項の説明内容の明確化

条例第26条の規定によりその例によることとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「例による指定居宅介護支援等基準省令」という。)第4条第1項(例による指定居宅介護支援等基準省令第30条において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定居宅介護支援等基準省令第27条第3項(例による指定居宅介護支援等基準省令第30条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

第4 指定介護老人福祉施設について

1 指定介護老人福祉施設の設備について（条例第33条）

第2の3に同じ。

2 記録の整備について（条例第35条）

第1の3に同じ。

3 重要事項の説明内容の明確化

条例第32条の規定によりその例によることとされる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「例による指定介護老人福祉施設基準省令」という。)第4条第1項(例による指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、入所者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認すること。

4 施設サービス計画の作成

例による指定介護老人福祉施設基準省令第12条第7項(例による指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。)の施設サービス計画の原案については、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ること。

5 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定介護老人福祉施設基準省令第35条第4項(例による指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

6 ユニット型における便所の適当数

例による指定介護老人福祉施設基準省令第40条第1項第1号二に規定する便所を居室ごとに設けず、共同生活室に設置する場合の適当数は、居室3室に対し1ヶ所の設置を標準とする。

7 ユニットリーダー研修の受講

例による指定介護老人福祉施設基準省令第47条第2項のユニットリーダーについては、全ユニットリーダーがユニットリーダー研修を受講することが望ましい。

第5 介護老人保健施設について

1 記録の整備について（条例第39条）

第1の3に同じ。

2 重要事項の説明内容の明確化

条例第37条の規定によりその例によることとされる介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「例による介護老人保健施設基準省令」という。)第5条第1項(例による介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、入所者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認すること。

3 施設サービス計画の作成

例による介護老人保健施設基準省令第14条第7項(例による介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)の施設サービス計画の原案については、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による例による介護老人保健施設基準省令第36条第4項(例による介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

5 ユニット型における便所の適当数

例による例による介護老人保健施設基準省令第41条第2項第1号二に規定する便所を居室ごとに設けず、共同生活室に設置する場合の適当数は、居室3室に対し1ヶ所の設置を標準とする。

6 ユニットリーダー研修の受講

例による介護老人保健施設基準省令第48条第2項のユニットリーダーについては、全ユニットリーダーがユニットリーダー研修を受講することが望ましい。

第6 介護医療院について

1 記録の整備について（条例第43条）

第1の3に同じ。

2 重要事項の説明内容の明確化

条例第41条の規定によりその例によることとされる介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「例による介護医療院基準省令」という。)第7条第1項(例による介護医療院基準省令第54条において準

用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、入所者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認すること。

3 施設サービス計画の作成

例による介護医療院基準省令第17条第7項(例による介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。)の施設サービス計画の原案については、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による介護医療院基準省令第40条第4項(例による介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

5 ユニット型における便所の適当数

例による介護医療院基準省令第45条第2項第1号ニに規定する便所を居室ごとに設けず、共同生活室に設置する場合の適当数は、居室3室に対し1ヶ所の設置を標準とする。

6 ユニットリーダー研修の受講

例による介護医療院基準省令第52条第2項のユニットリーダーについては、全ユニットリーダーがユニットリーダー研修を受講することが望ましい。

第7 指定介護予防サービス等の事業について

1 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する基準(条例第44条)

(1) 法人格について

第1の1(1)に同じ。

(2) 暴力団排除について

第1の1(2)に同じ。

2 記録の整備について(条例第47条)

第1の3に同じ。

3 重要事項の説明内容の明確化

条例第45条の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「例による指定介護予防サービス等基準省令」という。)第49条の2第1項(例による指定介護予防サービス等基準省令第61条、第74条、第84条、第93条、第123条、第276条、第280条及び第289条において準用する場合を含む。)及び第133条第1項(例による指定介護予防サービス等基準省令第159条、第166条、第185条及び第195条(例による指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての

同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定介護予防サービス等基準省令第53条の10第3項(例による指定介護予防サービス等基準省令第61条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(例による指定介護予防サービス等基準省令第159条において準用する場合を含む。)、第166条、第185条、第195条(例による指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。)、第245条、第262条、第276条、第280条及び第289条において準用する場合を含む。))に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

第8 指定地域密着型介護予防サービスの事業について

1 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する基準(条例第51条)

(1) 法人格について

第2の1(1)に同じ。

(2) 暴力団排除について

第1の1(2)に同じ。

2 記録の整備について(条例第55条)

第1の3に同じ。

3 重要事項の説明内容の明確化

条例第52条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「例による指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。)第11条第1項(例による指定地域密着型介護予防サービス基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。))に規定するサービス提供を受けることについての同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定地域密着型介護予防サービス基準省令第37条第3項(例による指定地域密着型介護予防サービス基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。))に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

第9 指定介護予防支援等の事業について

1 指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する基準(条例第58条)

(1) 法人格について

第3の1(1)に同じ。

(2) 暴力団排除について

第3の1(2)に同じ。

2 記録の整備について(条例第62条)

第1の3に同じ。

3 重要事項の説明内容の明確化

条例第59条の規定によりその例によることとされる指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「例による指定介護予防支援等基準省令」という。)第4条第1項(例による指定介護予防支援等基準省令第32条において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による指定居宅介護支援等基準省令第26条第3項(例による指定介護予防支援等基準省令第32条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

第10 指定介護療養型医療施設の事業について

1 記録の整備について(条例第68条)

第1の3に同じ。

2 重要事項の説明内容の明確化

条例第66条の規定によりその例によることとされる健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「例による介護療養型医療施設基準省令」という。)第6条第1項(例による介護療養型医療施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供を受けることについての同意は、入院患者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認すること。

3 施設サービス計画の作成

例による介護療養型医療施設基準省令第15条第7項(例による介護療養型医療施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)の施設サービス計画の原案については、必要に応じて入院患者の家族に対しても説明を行い同意を得ること。

4 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

例による介護療養型医療施設基準省令第34条第4項(例による介護療養型医療施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

5 ユニット型における便所の適当数

例による介護療養型医療施設基準省令第39条第2項第1号二、第40条第2項第1号二及び第41条第2項第1号二に規定する便所を居室ごとに設けず、共同生活室に設置する場合の適当数は、居室3室に対し1ヶ所の設置を標準とする。

6 ユニットリーダー研修の受講

例による介護療養型医療施設基準省令第48条第2項のユニットリーダーについては、全ユニットリーダーがユニットリーダー研修を受講することが望ましい。